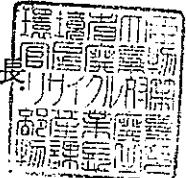


環境産業第060428003号
平成18年4月28日

各都道府県・各政令市
廃棄物行政主管部（局）長 殿

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部
産業廃棄物課長



廃棄物情報の提供に関するガイドラインについて

廃棄物行政については、かねてからご尽力いただきおりお礼申し上げます。さて、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）では、廃棄物が適正に処理されるよう、産業廃棄物の排出事業者は、適正処理のために必要な廃棄物情報を処理業者に提供することとされており、具体的には、廃棄物処理法施行規則第8条の4の2第6号においてその項目が示されています。しかし、産業廃棄物処理過程において、有害特性等の廃棄物情報が産業廃棄物の排出事業者から処理業者に十分に提供されないことに起因する事故や有害物質の混入等があることから、環境省において、昨年度、「廃棄物MSDSガイドライン検討調査委員会」を設置して、廃棄物情報の適正な提供方法について検討してきました。

今般、その検討結果が廃棄物情報の提供に関するガイドラインとして別添のとおり取りまとめられたので通知します。本ガイドラインは、産業廃棄物の処理を委託する際、廃棄物情報の提供に関して排出事業者と処理業者の参考となるよう、情報提供が必要な項目や契約書に添付できる廃棄物データシート(WDS)の様式例を取りまとめたものです。

貴職におかれでは、本ガイドラインを排出事業者、処理業者等の関係者に周知し、廃棄物情報の適正な提供について指導の徹底に努められるようお願いします。

なお、本ガイドラインは環境省ホームページ(<http://www.env.go.jp/recycle/misc/wds/index.html>)に掲載していますので、周知等に御活用ください。